

助成申請書提出時の注意事項について(別紙)

【助成対象外となる団体等について】※主に一般コミュニティ助成事業

申請日以降に 発足する組織	組織が設立されていることが前提であるため、申請不可。
施設修繕 歩道の整備等	いずれも対象としていません。
同一実施主体から の複数申請	一つの実施主体(コミュニティ組織)が同一年度に申請できるのは1 事業のみであり複数申請不可。
文化芸術品	それ自体に付加価値が認められるようなものは対象としていません (備品ではない)
規約が提出 できない組織	規約の提出は必須なため提出できない場合対象外。
〇〇保存会	特定嗜好団体の場合は対象外。
財産区	地方公共団体に準ずる組織であり、コミュニティ組織と言えず対象 外。
NPO法人	住民自治以外の特定目的をもって設立されていることから、コミュニ ティ組織に該当せず、当助成制度の対象外。
ボランティア団体	ボランティア団体は対象外。
任意団体	規約、活動実績等を自治総合センターが判断し可否を判定。
地域に留まらない活 動範囲となる団体	地域に密着した団体とはいえず対象外。
〇〇会(協会) 等	会員(構成員)が特定の範囲に限定されていたり、活動範囲及び会 員の範囲が地域に密着した団体でない場合は対象外。
市町村の名義になっ ている施設への整備 (公民館等)	市町村が管理運営する施設は対象外。